

# 事業方針

現在、地域におきましては、人口減少社会や少子・超高齢社会の急速な進行、また未婚や晩婚化を背景に独居世帯や独居高齢者が増加する傾向にあり、住民相互のつながりの希薄化や社会的孤立が進んでいます。

また数年にわたる新型コロナウイルス感染症の影響は、所得や雇用機会の減少、失業による生活困窮世帯の増加の要因となるなど、住民の生活に大きな打撃を与えています。また昨今のエネルギー価格の上昇や物価の高騰などが、社会的弱者の日常生活をより一層困難なものとしています。

さらに高齢者だけでなく、若い世代においても8050問題やダブルケア、児童虐待やヤングケアラーの問題など、既存の制度だけでは対応が難しい生活課題が顕在化しています。

高松市社会福祉協議会は、これらの複雑化、複合化した課題に対応すべく、令和6年度から4年間を計画期間とする『第5期地域福祉活動計画』及び『第3期発展強化計画』を策定し、その中で新たに…

「みんなで つなぎ ささえる  
ふだんのくらし 地域の未来」



を基本理念に掲げました。

これに加え、「みんなで助け合う地域づくり」「地域福祉を支える仲間づくり」「地域社会を支える福祉サービスの提供」の三つを基本目標として、年齢や障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して生活を営むことができる地域共生社会の実現を目指します。

この目標を達成するためには、すべての職員が本会の存在意義・存在理由（パーパス）を理解し、様々な課題の解決に向けて、各部署で連携や情報共通を図り、ワンチームとなって取り組むことが不可欠です。

また、社会情勢や支援施策の変化を踏まえつつ、市行政、地区民協、地区社協のほか、福祉活動を行う関係団体とも連携を図りながら、各事業に取り組んでまいります。

# 重点項目

「第5期地域福祉活動計画」及び「第3期発展強化計画」（令和6年度～令和9年度まで）に基づき、地域福祉活動を推進します。計画の初年度である令和6年度は、次の重点項目を掲げ、地域福祉活動の推進を担う中核的組織として積極的に各種事業を実施します。

## ◆経営基盤の安定・強化

厳しい経営状況が続いていることから、令和6年度からスタートする経営計画（第3期発展強化計画）において、収支改善に向けた具体的な数値目標や取組を定めました。目標を着実に達成するために、職員が一丸となり組織一体的に経営改善に取り組み収支バランスの改善を目指します。

## ◆介護保険関係サービスの充実・強化

今後、要介護（要支援）認定者や居宅介護サービス利用者が増加すると見込まれていることから、介護保険関係サービスを一層充実・強化し、居宅介護の利用ニーズに応えていく必要があります。

このため、新たに香川デイサービスセンターを開所するなど、サービスの質の向上に努めるとともに、本会が展開するサービスについて積極的にPRし、利用の促進を図ります。

また、介護職員初任者研修や職場復帰支援セミナーの実施により、介護を担う人材を確保します。

## ◆災害時対応の体制強化

災害発生時に本会の事業が継続できるようにBCP計画に基づいた研修に取り組みます。また、駆けつけてくれるボランティアの方々を受入できる災害ボランティアセンターの運営訓練を実施し大規模災害に備えます。協定福祉避難所の取組においては、社会福祉法人と連絡会を定期的開催し、要配慮者の受入ができるよう市と連携し体制整備に努めます。

県内外で甚大な災害が発生し、職員派遣が必要な場合は、県社協と連携検討した上で派遣を実施します。

## ◆福祉意識の醸成と情報発信

子どもから大人まで福祉に対する理解と関心を高め、地域支え合い意識の向上を図ります。学校や地域団体、企業等に出向き、福祉をともに考える場や介護サービス等の福祉情報の提供、個別の福祉問題等の相談に応じる福祉出前講座を開催するなど、福祉教育に取り組みます。

また、ホームページやSNS等で社協の事業活動やサービス紹介、相談からサービス提供までの過程を動画にして紹介する等、地域住民の方が福祉をより身近に感じてもらうために情報発信を行います。

## ◆DXの活用・促進

労務管理業務において更なるDXを促進し業務の効率化を図るとともに、福祉現場においてもDXの取組を進めます。地域福祉業務では相談受付を一元化することで横の連携を図り複合的な相談に対応をします。また、デイサービスで職員及び送迎配車のシフトをシステム化することにより、労務時間削減に努めます。障がい福祉サービス計画相談では、利用者宅でパソコンを使用し、その場で計画案を作成することで効率的でスピード感のあるサービス利用ができるよう取り組みます。



## 1 みんなで助け合う地域づくり

### (1) 地域福祉活動の支援

(重点実施項目)・地区社会福祉協議会の活動支援  
・多様な地域活動への支援

ア	地区社会福祉協議会組織の活動基盤強化事業	P6
イ	地域福祉活動促進事業	P6
ウ	地区社協広報紙発行事業	P6
エ	ふれあい・いきいきサロン推進事業 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">拡充</span>	P6
オ	離島生活支援事業	P6
カ	買物支援サービス事業	P7
キ	フードバンク・ものバンク事業（フードパントリー）	P7

### (2) 地域での助け合う体制の充実・強化

(重点実施項目)・地域課題解決に向けた仕組みづくり  
・総合相談機能の強化

ア	重層的支援体制整備事業 (ア) 地域支え合い推進員設置事業（生活支援コーディネーター） (イ) まるごと福祉相談員事業	P7 P8 P8
イ	心配ごと相談事業	P8
ウ	老人介護支援センター事業	P9

## 2 地域福祉を支える仲間づくり

### (1) 担い手の育成と活動の支援

(重点実施項目)・福祉の担い手の確保・育成  
・社会参加の促進

ア	ボランティア活動の支援（ボランティア活動保険の普及）	P9
イ	共助の基盤づくり事業（地域福祉フォーラム・情報共有会）	P9

### (2) 連携・協働の基盤強化

(重点実施項目)・多様な団体の連携・協働の場づくり  
・意識醸成と情報発信

ア	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	
	（ア）協定福祉避難所体制整備支援事業	P9
	（イ）職員のスキルアップ等のための合同研修事業	P10
イ	子育て世帯のお困りごと相談、学校用品リユース事業	
	（あしたのドア）	P10
ウ	災害時支援活動の促進	P10
エ	福祉出前講座事業 <b>拡充</b>	P10
オ	福祉的職場体験事業	P11
カ	社会福祉大会の開催	P11
キ	広報紙の発行・ホームページの充実・SNSの活用、 動画による情報配信	P11

### 3 地域社会を支える福祉サービスの提供

#### (1) 自立支援の推進

- (重点実施項目)・権利擁護の充実  
・自立に向けた支援の推進

ア	権利擁護センター事業	
	（ア）日常生活自立支援事業	P11
	（イ）法人成年後見事業	P11
	（ウ）成年後見制度利用促進中核機関事業	P12
	（エ）市民後見人の養成研修・フォローアップ研修	P12
	（オ）見守りあんしんサポート事業（死後事務委任）	P12
イ	自立相談支援センター事業	
	（ア）生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業	P13
	（イ）生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援事業）	P14
	（ウ）住居確保給付金に係る相談事業	P14
	（エ）家計改善支援事業	P14
	（オ）無料職業紹介事業	P15
ウ	たすけ合い金庫	P15

#### (2) ニーズに対応したサービスの提供

- (重点実施項目)・介護サービス事業等の推進  
・子育て支援等、多様な福祉サービスの提供

ア	介護保険関連事業	
	（ア）指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業	P15
	（イ）指定訪問介護事業	P15
	（ウ）指定介護予防訪問介護相当サービス事業・指定 訪問型サービス A 事業	P15
	（エ）指定通所介護事業	P16

(オ) 指定介護予防通所介護相当サービス事業・指定通所型サービス A 事業	P16
(カ) 指定訪問入浴介護事業	P16
(キ) 要介護認定調査事業 <b>拡充</b>	P16
(ク) 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業 (医療保険含む)	P17
イ 介護職員等養成研修	
(ア) 介護職員初任者養成研修	P17
(イ) 同行援護従業者養成研修	P17
(ウ) 全身性障害者移動支援従業者養成研修	P17
ウ 障害福祉サービス関連事業	
(ア) 指定居宅介護事業	P18
(イ) 指定重度訪問介護事業	P18
(ウ) 指定同行援護事業	P18
(エ) 指定移動支援事業	P18
(オ) 指定計画相談支援事業	P18
(カ) 身体障害者訪問入浴事業	P18
エ 車いす貸与事業	P19
オ 身体障害者福祉センターコスモス園事業	P19
カ 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業	P19
キ 香川おもいやりネットワーク事業への参画	P19
ク 在宅福祉サービス事業	P20
ケ 多胎妊産婦支援事業	P20
コ ひとり親家庭等日常生活支援事業	P20
サ ヤングケアラー訪問支援事業 <b>新規</b>	P20

## **4 施設の管理運営及び支所活動の推進** P21



## 1 みんなで助け合う地域づくり

### (1) 地域福祉活動の支援

#### ア 地区社会福祉協議会組織の活動基盤強化事業

地域福祉活動を強化・推進するため、地区社会福祉協議会に対して、活動費の一部助成を行い、自主的な福祉活動を促進します。

#### イ 地域福祉活動促進事業

福祉まつりや介護教室、料理教室、慰問活動、世代間交流など、地域福祉を向上することを目的として実施する活動を支援します。



(前田地区)

#### ウ 地区社協広報紙発行事業

地域住民に対して身近な福祉に関する情報を提供し、地区社協活動への理解と協力を得ることを目的に、広報紙を発行する地区社会福祉協議会に対して支援します。

#### エ ふれあい・いきいきサロン推進事業 **【拡充】**



(下笠居地区)

小地域におけるふれあい・交流活動を活発化させるとともに、地域で孤立しがちな高齢者や子育て世帯などの交流の場や、仲間づくりを進めるため、サロン活動を実施する地区社協を支援します。



また、より多くの子育て世代が参加できるよう新たな助成制度を検討するなど、地域共生社会の実現に向け、多世代・多分野に広がるよう支援します。

#### オ 離島生活支援事業

離島（男木・女木）の高齢者及び障がい者に対して、買い物をする店舗や診療所等へ送迎する車両を提供することにより、自宅に閉じこもりがちな高齢者等の日常生活を支援します。

## カ 買い物支援サービス事業

公共交通機関が不便な山間部で自家用車等の移動手段もなく、日常の食料品や生活用品の買物に支障がある高齢者・障がい者に対して、本会が自宅と店舗間を自動車で送迎する買い物支援サービスを法人や地域の協力を得ながら実施します。



(塩江地区)

## キ フードバンク・ものバンク事業 (フードパントリー)



(香川大学フードドライブ)

企業や団体、住民等からの寄付で集められた食料品や生活に必要な家電製品等を集積し、必要に応じて、困窮世帯や福祉施設、子ども食堂、大学生等に提供します。また、子ども達の孤立化防止や生活支援のため、子育て世帯を対象にフードパントリーを開催します。

# (2) 地域での助け合う体制の充実・強化

## ア 重層的支援体制整備事業

### (ア) 地域支え合い推進員設置事業 (生活支援コーディネーター)

地域における支え合いの体制づくりを広げるため、各地区に「生活支援コーディネーター」を配置し、地域福祉ネットワーク会議の設置・運営などを支援するとともに、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。



(浅野地区 支え合いのまちづくりフォーラム)



(東植田地区 たすけあいメッセージの木)

## (イ) まるごと福祉相談員事業

地域共生社会の実現に向けて、「まるごと福祉相談員」を市内全域に配置し、訪問などで困っている人を見つけ出し、困りごとを抱える人や世帯の相談支援を行うとともに関係機関と連携して支援のコーディネートを行います。



(福祉出前講座での、まるごと福祉相談員の紹介)



## イ 心配ごと相談事業

地域の人々が抱える心配ごとや日常の困りごとに関する相談に応じ、問題解決に努めます。

- ・総合相談（専門機関による総合相談所）（年2回）
- ・一般相談（相談員による相談所）
- ・無料弁護士法律相談
- ・暮らしの行政相談（行政相談員による相談所）
- ・介護福祉相談（介護の専門職による相談所）

	一般相談	専門相談		
		弁護士法律相談	暮らしの行政相談	介護福祉相談
各種相談	10:00～12:00 予約優先 電話相談可能	13:00～16:00 完全予約制 (来所のみ)	10:00～15:00 予約不要 電話相談可能	10:00～12:00 予約不要 電話相談可能
	生活での困りごと に対してあらゆる 相談に応じます。	弁護士による法律 相談を行います。	行政の仕事などの 困りごと等につい て相談に応じま す。	介護の専門職が福 祉の仕組みや制度 等についての相談 に応じます。
本所	第1・3月曜日	年6回	毎週木曜日	毎週水曜日
塩江支所	第2月曜日			
牟礼支所	第3金曜日			
庵治支所	第2火曜日			
香川支所	第3水曜日			
香南支所	第2水曜日			
国分寺支所	第1水曜日			



## ウ 老人介護支援センター事業



本所及び塩江・香川・香南・国分寺支所において、在宅の高齢者とその家族等に対し、高松市地域包括支援センターの24時間対応窓口（ランチ）として、各種の保険・福祉サービス（介護保険含む）を総合的に提供できるよう、関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業者等の連絡調整等を行います。

## 2 地域福祉を支える仲間づくり

### (1) 担い手の育成と活動の支援

#### ア ボランティア活動の支援（ボランティア活動保険の普及）

ボランティア活動における万一の事故に備え、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険への加入を促進します。

#### イ 共助の基盤づくり事業（地域福祉フォーラム・情報共有会）



（東部北ブロック情報共有会）

地域サービスの担い手の確保や地域サービスを支える基盤となる組織、人材を育成し、地域住民相互の取組の活性化を図るため、地域福祉フォーラムや情報共有会を開催します。

### (2) 連携・協働の基盤強化

#### ア 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

##### (ア) 協定福祉避難所体制整備支援事業

災害発生時に高齢者や障がい者、乳幼児など特に配慮を要する方を滞在させる福祉避難所の開設について高松市と社会福祉法人等が協定を結んでいます。

災害時において福祉避難所が円滑に機能するよう、関係法人等で構成するネットワークを構築し、福祉避難所の役割や在り方などを整理・検討するなど、体制整備の支援を高松市と協働して行います。



（協定福祉避難所体制整備に係る連絡会）

## (イ) 職員のスキルアップ等のための合同研修事業

福祉・介護人材の確保・定着のための取組を促進するため、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、職員のスキルアップ等のための合同研修を実施します。

## イ 子育て世帯のお困りごと相談、学校用品リユース事業（あしたのドア）

保育園を運営する社会福祉法人などでネットワークを構築し、学用品等の回収・リユースに取り組むとともに、学用品等が購入できないなど、様々な悩みを抱えている困窮世帯を相談支援につなげます。

## ウ 災害時支援活動の促進（災害ボランティアセンター）



（災害ボランティアセンター設置・運営訓練）

災害ボランティア活動が、円滑かつ効果的に実施できるよう、災害ボランティアの受入窓口である災害ボランティアセンターの運営について、高松市との協力体制を構築するとともに、地域や関係協力団体とのネットワーク化に努めます。

## エ 福祉出前講座事業【拡充】

地域を基盤とした福祉教育の推進・地域福祉活動の推進を目的として、学校や地域、企業などに直接出向き、福祉・介護・サービス・防災など暮らしに身近な話題など、様々な生活課題に応じたテーマについて情報提供を行い、学びを共有します。

また小・中学校では、年代に応じたプログラムを、学校や地域の方々と協働して作成し実践するほか、社会福祉法人施設・小規模法人にも参画を呼び掛け、社会貢献活動につなげていきます。



（中学校での車いす体験講座）

### \*\*\*\*\* 講座内容の一例 \*\*\*\*\*

- ・介護保険サービスについて
- ・今は元気だけど知っておきたい福祉サービス
- ・ちょっとしたコツで介護負担が軽くなる！
- ・口腔ケアについて
- ・認知症の予防、対応について
- ・障がい者総合支援法について
- ・介護離職を防ぐために
- ・自分でお金の管理ができなくなったら！
- ・「成年後見制度」って？
- ・終活セミナー  
（エンディングノートの活用）
- ・高齢者疑似体験
- ・災害発生時の対応
- など

## オ 福祉的職場体験事業

福祉・介護を支える人材の育成と確保の観点から、社会福祉関係の資格取得に必要な現場実習の場の提供、中・高・大学生や専門学校生に対する福祉の職場体験による、社会福祉への理解や就業への動機づけを促進します。

## カ 社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉に尽力された人々を顕彰するとともに、大会を通じて地域福祉に対する理解を一層深めるなど、福祉関係者の意識啓発を行うため、社会福祉大会を開催し、豊かな福祉文化の土壌づくりに努めます。



(第67回大会 令和5年11月28日開催)

## キ 広報紙の発行・ホームページの充実・SNSの活用、動画による情報配信

本会広報紙とホームページの充実による情報発信力の強化や、即時性を高めるためのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用、また事業・職場紹介や職員募集の動画を作成するなど、幅広い福祉情報の提供及び啓発普及活動に積極的に取り組みます。

# 3 地域社会を支える福祉サービスの提供

## (1) 自立支援の推進

### ア 権利擁護センター事業

#### (ア) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で判断能力の不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。

#### (イ) 法人成年後見事業

家庭裁判所の審判により、判断能力が不十分な方に代わって本人の財産や権利を守る成年後見人等を受任しています。尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した支援を行います。

けん り よう こ 相談無料

# 権利擁護センター

権利や財産を守る  
しくみがあります。

## 成年後見制度

利用できる福祉サービスが分からない  
お金を管理するのが難しくなってきた  
母親が悪徳高法にだまされた  
障がいがある子どもの将来が心配

あなたや家族、お知り合いのこのような困りごとは  
**TEL 087-811-5250 までご相談ください。**

高松市社会福祉協議会

### 教えて！権利擁護センター

権利擁護センターって何をするとおこる？  
成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめ、権利擁護に関する制度を活用しながら、住み慣れた家や地域でのあなたらしい暮らしを支援するところです。

どなたでも相談できます。困りごとが深刻になる前に早めに相談いただくことが大事です。  
本人や家族しか相談できないの？

どんなサポートが受けられるの？  
ご相談をお受けしたら、お話を聞き、困りごとを整理し、解決方法を考え、各専門機関と連携して支援します。

相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。  
相談費用はかかるの？

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会  
**権利擁護センター**  
TEL 087-811-5250  
FAX 087-811-5256  
〒760-0066 高松市福岡町二丁目24番10号  
月～金曜日 8:30～17:15 (祝日は除く)

#### (ウ) 成年後見制度利用促進中核機関事業

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている方も含めた地域に暮らす全ての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に貢献できるようにするため、地域や福祉、行政、司法の多様な分野・主体が連携し、権利擁護の相談支援、権利擁護チームの形成支援、権利擁護チームの自立に向けて支援するしくみを強化します。

#### (エ) 市民後見人養成講座・フォローアップ研修

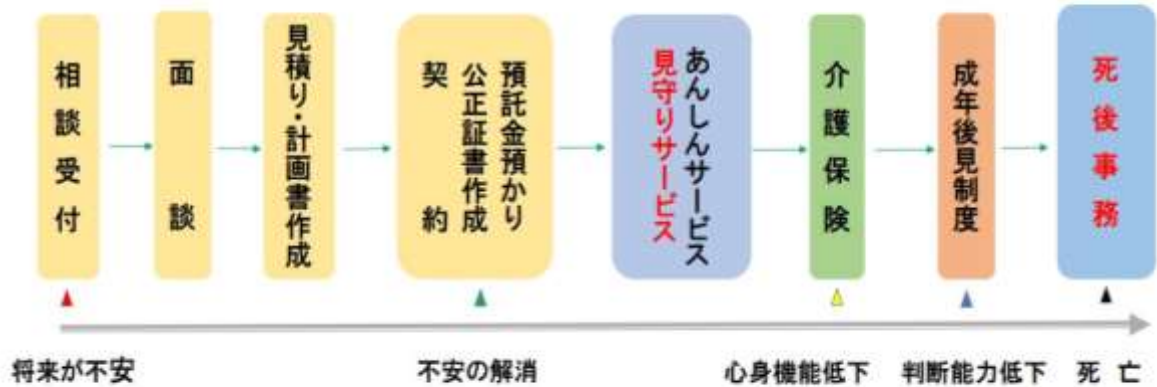
認知症高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、社会全体による支えが必要です。同じ地域で暮らす住民同士としての強みを発揮し、本人の意思や生きかたを尊重する社会を創っていく主体となる市民後見人の活躍が期待されています。地域社会で社会貢献を目的として本人の権利擁護活動を行う市民後見人を養成し、後見人受任後の支援も行います。

#### (オ) 見守りあんしんサポート事業 (死後事務委任)

頼れる親族がいない人と判断能力があるうちに公正証書契約を結び、預託金により、葬儀・埋葬、家財処分、役所への届け出など死後事務を行います。また、毎月訪問を行い心身の状況を確認し、入退院時・入退所時の支援や日常生活支援等を行うことで、地域で安心して暮らせるように支援します。



## 死後事務委任 + 見守りサービス



対象者 70歳以上、子どもがなく、契約能力のある方

### イ 自立相談支援センター事業

#### (ア) 生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業

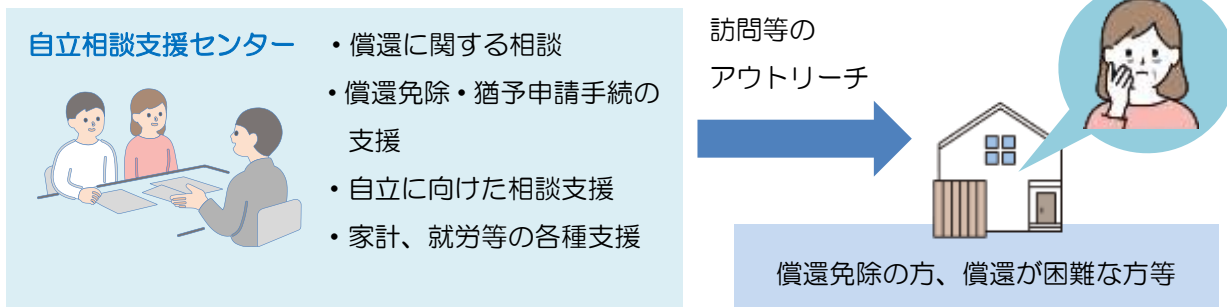
低所得者世帯・障がい者世帯、又は高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと相談・支援を行うことにより、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の受付、相談・支援を行います。

### ■ 貸付制度の種類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業し、生活に困っている。</li> <li>・再就職するまでの生活費を借りたい。</li> </ul>	等	<h4>総合支援資金</h4> <p>失業等により日常生活に困難を抱えており、必要な資金を貸し付けることにより、生活を立て直し自立が見込まれる世帯への貸付原則、生活困窮者自立支援制度の支援が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の環境を整えるため、住宅を改修したい。</li> <li>・福祉機器を購入したい。</li> <li>・引っ越しや葬儀の費用が足りない。</li> <li>・技能習得のために、一定期間収入がなくなる。</li> <li>・災害により、住居を失った。</li> </ul>	等	<h4>福祉費</h4> <p>日常生活を送る上で、又は自立生活を資するための一時的に必要であると見込まれる経費の貸付</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任給までの生活費が必要。</li> <li>・医療費の支払いにより、生活費が不足した。</li> <li>・災害により避難し、手元に現金がない。</li> </ul>	等	<h4>緊急小口資金</h4> <p>緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の貸付</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校・大学等への就学費用を借りたい。</li> </ul>	等	<h4>教育支援資金</h4> <p>高等学校・大学等への就学や入学に必要な経費の貸付</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯に対して、継続して持家である自宅で生活したいが、生活費となる安定した収入が少ない。</li> </ul>	等	<h4>不動産担保型生活資金</h4> <p>現在居住している不動産を担保にした生活費の貸付</p>

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請業務を行うとともに、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる特例貸付借受人の方へのフォローアップ支援を引き続き行います。

### ■特例貸付のフォローアップ支援■



#### (イ) 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援センターたかまつ」において、失業者・非正規雇用労働者や低所得世帯など第二のセーフティネットの対象となる生活困窮者の相談を行うとともに、支援プランの作成や情報提供のほか、各種支援機関の相談窓口への同行等の支援、無料職業紹介事業を行います。

また、相談に訪れることができない方や特例貸付金の償還が困難な方などに対して、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型支援を積極的に行います。

#### (ウ) 住居確保給付金に係る相談事業

離職などにより住居を失った方、又は失うおそれのある方には、就職に向けた活動等を条件に、一定期間、家主に対して、家賃相当額を支給します。

また、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

#### (エ) 家計改善支援事業

家計収支のバランスがとれていないなどで、家計が苦しく生活が困窮している方からの相談に応じるとともに、課題の解決に向けて、相談者自身が家計を管理できるよう支援します。

**家計の悩み 相談してみませんか?**

- ・ 何でいくら使っているかわからない・・・
- ・ ぜいたくしてないのに生活費が足りない・・・
- ・ いつも支払いに追われている・・・
- ・ 子どもの進学費用が心配・・・
- ・ 借金が返せないことを誰にも相談できない・・・

専門の相談員があなたの家計に合わせた支援プランを立て、家計を立て直せるお手伝いをします。

- 家計管理のアドバイス
- 生活費削減のためのアドバイスや生活必需品への割引支援
- 利用できる助成金や奨学金、市民生活への支援
- 教育支援基金など社会福祉協議会の活用相談
- その他、相談の件別の相談支援

お問い合わせは 電話受付・来館相談

**自立相談支援センターたかまつ**

高松市番町二丁目1-1  
NTT 番町ビル 1階 相談室 208号

**TEL:087-802-1081**

月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

### (オ) 無料職業紹介事業

経済的に困窮している相談者から求職の申し込みを受け付け、人材を必要としている事業所とマッチングをすることによって、相互間の雇用関係が円滑に成立するよう支援します。

### ウ たすけ合い金庫事業

生活困窮者の一時的な援助等を目的に 1,000 万円（高松市 850 万円、本会 150 万円）を原資金として、各地区民生委員児童委員協議会への委託・運営により、少額の生活費等の貸付けを行います。

## (2) ニーズに対応したサービスの提供

### ア 介護保険関連事業

#### (ア) 指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業

要介護（要支援）状態となっても、可能な限り自宅で自立した日常を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者との話し合いのもとに、適切な介護サービス等を総合的に提供するための居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。



#### (イ) 指定訪問介護事業



訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理・洗濯・清掃等の生活援助を行います。

#### (ウ) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業・指定訪問型サービス A 事業



要支援状態の維持・改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパー等が利用者の自宅を訪問し、家事等の生活援助を行います。

## (エ) 指定通所介護事業

本所、香川、香南、国分寺の各デイサービスセンターにおいて、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

また、老朽化等による利用者の減少傾向を改善するため、令和6年6月に香川デイサービスセンターを開所し、デイサービスの更なる推進に努めます。



(令和6年6月開所予定 香川デイサービスセンター完成予想図)



南側面（正面入口）



西側面

## (オ) 指定介護予防通所介護相当サービス事業・指定通所型サービスA事業

要支援状態の方が自立した日常生活を営むことができるよう、通所により必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで利用者の生活機能の維持・向上を図ります。

## (カ) 指定訪問入浴介護事業



要介護状態となっても、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居室に介護専用浴槽を持ち込み、入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図ります。

## (キ) 要介護認定調査【拡充】

高松市の委託を受けて、介護保険給付の要件である要介護状態又は要支援状態にあるかどうか確認するため、調査員が家庭等を訪問し、公平公正に調査を行います。

また、令和5年12月より指定市町村事務受託法人の指定を受け、新たに新規申請分調査も受託を開始しました。





## (ク) 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業（医療保険含む）



病気や障がいがあっても、可能な限りその居宅において、安心して日常生活を営むことができるよう、主治医の指示や連携のもとに看護師等が自宅を訪問し、病状観察や看護処置、日常生活の支援、日常生活動作の訓練、介護方法の指導・相談などを行うことにより、家族を含めた在宅療養を支援します。

## イ 介護職員等養成研修

### (ア) 介護職員初任者養成研修

福祉や介護の未経験者や、他業種からの転職を考えている方等、多様な人材の参入を促し、介護職員として働くうえで必要な知識と技術を習得することを目的に、介護現場に従事する訪問介護員（ホームヘルパー）等の養成を行います。



（令和5年度の研修風景）

### (イ) 同行援護従業者養成研修



視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切に行う同行援護従業者の養成を行います。

### (ウ) 全身性障害者移動支援従業者養成研修

全身にわたる運動及び機能障がい、四肢体幹機能障がいがあり、行動上著しい困難を有する全身性障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切かつ効果的に行う全身性ガイドヘルパーの養成を行います。



## ウ 障害福祉サービス関連事業

### (ア) 指定居宅介護事業

障がい者等（身体・知的・精神障がい者・障がい児・難病等対象者）が居宅において自立した日常生活が送れるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

### (イ) 指定重度訪問介護事業

常時介護を要する重度の肢体不自由又は重度の知的障がい、若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者が、居宅において自立した日常生活を送れるよう、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

### (ウ) 指定同行援護事業

移動に著しい困難を有する視覚障がい者等が、居宅において自立した日常生活が送れるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供・移動の援護・排せつ・食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。

### (エ) 指定移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が居宅において自立した日常生活を送れるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。



### (オ) 指定計画相談支援事業

障がい者が地域で自立した生活を支えるため、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しや、一定期間ごとのモニタリングを行うなどの支援を行います。

### (カ) 身体障害者訪問入浴事業



寝たきりの身体障がい者の家庭に入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

## エ 車いす貸与事業

身体障がい者及び歩行困難者が、日常生活において介助・通院・旅行等の用途で一時的に外出する必要があるときや、学校等での福祉教育を目的とした車いす体験学習等に、車いすの貸出しを行います。



## オ 身体障害者福祉センターコスモス園事業

身体障がい者に対して各種の相談に応ずるとともに、日常生活訓練、社会適応訓練等の事業を行い身体障がい者の福祉の増進を図ります。



華道教室



機能回復訓練・自主訓練

## カ 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯の子ども（中学生）を対象に、学習力の向上を図り、高校進学や将来の安定的な就労につなげる学習支援教室-を行います。また、子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。

## キ 香川おもいやりネットワーク事業への参画



県内の社会福祉法人施設や社会福祉協議会、民生委員児童委員を始め関係機関・団体が協働して、地域で孤立し、さまざまな「生活のしづらさ（失業・経済的困窮・けが・病気など）」を抱え支援を必要とする人をトータルで支え、地域のあらゆる福祉課題・生活課題に対応するために実施する「香川おもいやりネットワーク事業」に参画し実践します。

## ク 在宅福祉サービス事業

日常生活に困っている高齢者や障がい者、子育て世帯などの方に対して、住民主体の担い手である「協力会員」が家事、通院・外出支援のサービスを提供します。ちょっとした困りごとを抱える方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

家事支援	通院・外出支援
経験豊富な協力会員が、日常生活に必要なサポートを行います。	おひとりでの外出が不安な方に、買物やお散歩、通院などに付き添います。
掃除、調理、洗濯、衣類の整理、買い物、見守り、話相手、薬の受取等	通院、外出の付添(※排泄の介助や体を支えての介助はできません。交通費は利用者負担となります。)

## ケ 多胎妊産婦支援事業

孤立しやすく産前産後で育児などの負担が多い双子・三つ子などの多胎妊婦、多胎家庭を支援するため、サポーターを派遣し、食事の準備及び後片付け、洗濯、生活必需品の買物等の家事支援を行います。



## コ ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、修学（資格取得）等のための自立活動や疾病・出張などで一時的な生活援助を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や食事の準備等、ひとり親家庭等の生活の安定を支援します。

## サ ヤングケアラー訪問支援事業【新規】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、学業や友人関係等に影響が出ている子ども（ヤングケアラー）がいる家庭をヘルパーが訪問し、調理・洗濯・清掃・買い物など、日常的な家事の支援をします。



# 4 施設の管理運営及び支所活動の推進

### ■ 本所



福祉コミュニティセンター高松 西館



福祉コミュニティセンター高松 東館

## ■支所



塩江支所



牟礼支所



庵治支所



香川支所  
香川社会福祉センター



香南支所  
香南社会福祉センター



国分寺支所  
国分寺社会福祉センター

### ○福祉センター等の管理運営

地域住民のニーズに応じた福祉サービスや福祉情報の提供等を行うなど、本会が地域住民と連携して地域福祉活動を推進していくための活動拠点として、福祉コミュニティセンター高松（西館、東館）、香川社会福祉センター、香南社会福祉センター及び国分寺社会福祉センターの円滑な管理運営を行います。

### ○支所活動の推進

塩江・牟礼・庵治・香川・香南及び国分寺各支所が、引き続き地域住民にとって身近な存在となるよう、支所活動を積極的に推進します。